

養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金交付要綱

第1 趣旨

県は、宮城県震災復興基本計画、当該復興計画の個別計画である宮城県水産業復興プランに基づき、東日本大震災からの本県水産業の復興と発展のために展開すべき施策の方向性として「震災により水産業に関連する生産基盤や関連産業は壊滅的な被害を受け、また、漁業者の高齢化などが進む厳しい状況下においては、これまでの水産業の”原形復旧”は極めて困難であることから、本県水産業の復興と発展に向け、法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、”新しい水産業の創造と水産都市の再構築”を推進する」として、特に「新しい経営形態の導入」と「競争力と魅力ある水産業の形成に向けた6次産業化の推進」を積極的に支援することとしている。

このことから、本県沿岸漁業の主力である養殖業の復興と発展に向け、新たな経営形態、新たな技術、新たな販売や経営ノウハウ等を導入し、収益性の高い養殖産業へ転換するとともに、農商工連携の推進、漁業・加工・流通・観光との相乗効果による6次産業化手法を活用した、本県沿岸養殖業の6次産業化モデルの形成のため、経営基盤が確保された漁業者主体の法人のうち、本県養殖業における震災復興モデルとして、生産、販売計画等が策定されるなど具体的かつ実現可能性の高い経営計画を有し、かつ検証が可能な事業に対し、予算の範囲内において、養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 対象となる補助事業者

補助金の交付対象は、平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金交付要綱により補助金の交付決定を受けた補助事業を実施する補助事業者のうち、下記のすべてに該当するものとする。

- 1 次の(1)もしくは(2)に該当する、漁業者を主体として組織する法人(漁業者3戸以上が構成員又は出資者となっており、その出資額又は議決権の合計が総出資額又は総議決権の過半を占める株式会社もしくは会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社)であり、宮城県内に本社もしくは事業実施拠点を有し、かつ、事業実施期間中及び事業終了後も継続的に宮城県内において事業活動を実施する予定であること。ただし、漁業協同組合に所属する正組合員3名以上が構成員又は出資者となっている法人に限る。

- (1) 法人自ら養殖生産を行うだけでなく加工もしくは商品の販売を一貫して行う取組や、流通・観光・教育等の事業も含めた6次産業化の取組を行うもの。
- (2) 自ら養殖生産せず、原材料となる養殖生産物を仕入れて加工もしくは販売を行う場合、当該加工販売事業等（流通・観光・教育等の事業も含む）に係る仕入金額もしくは仕入数量の50%以上を5年間、法人の構成員又は出資者である漁業者のほか、宮城県内の連携する漁業者と安定的に取引し、漁業者と連携した6次産業化の取組を行うことが確認できるもの。
- 2 本県養殖業における震災復興モデルとなる、具体的かつ実現性の高い6次産業化計画を有していること（基準については知事が別に定める。）。
- 3 2の計画を遂行・達成するため、目的、種類、規模及び能力等において適切な施設の整備や機器の導入等を行う取組であること（基準については知事が別に定める。）。
- 4 当該法人に県税の未納がないこと。
- 5 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等が当該法人の役員となっていないこと。

第3 事業実施計画承認申請書の提出及び承認等

- 1 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事が別に定めるところにより、成果目標の達成値を記載した事業実施計画書を作成し、知事に実施計画承認申請書を提出するものとする。
- 2 知事は、1の規定により補助事業者から事業実施計画承認申請書の提出があった場合、知事が別に定める補助事業者の基準を満たし、かつ事業実施計画を審査しその内容が適正であると認めるときは承認するものとし、その旨を速やかに当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 2の承認を受けた補助事業者は、補助金の交付に係る手続きを行うものとする。
- 4 事業実施計画の変更（知事が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1及び2の規定に準じて行うものとする。

第4 補助対象経費及び補助金額

- 1 補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 2 補助金額は、補助対象経費から平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金の交付決定額を差し引いた額に補助率3分の2を乗じた額以内とする。

第5 交付の申請

- 1 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定のほか、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施計画承認通知の写し（第3の2による承認）
 - (2) 平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金交付要綱に関する書類（交付決定通知、事業計画書、添付書類）の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類

第6 交付の決定

- 1 知事は、規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請があった場合、第3の規定による事業実施計画承認を参考に、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、交付決定に当たって、第5の2の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第5の2ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

第7 補助事業の内容及び経費の配分の変更

- 1 補助事業（補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の（1）から（3）のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を

受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を増額しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- (3) その他知事が別に定める重要な変更

2 知事は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

第8 補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第9 補助事業遅延等の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときには、速やかに、様式第4号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

第10 状況報告

- 1 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、様式第5号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

第11 実績報告

- 1 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第6号によるものとする。
- 2 1の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定のほか、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書（知事が別に定める。）
 - (2) 平成24年度宮城県養殖用資機材等緊急整備事業補助金交付要綱に関する書類（実績報告書、添付書類）の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 4 補助事業者は、補助事業完了後においても5年間、毎年度、当該年度における達成状況等について、3の(1)で定める事業実施結果報告書のほか必要書類を添付し、知事に提出しなければならない。

第12 補助金の交付方法

- 1 補助金は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、交付するものとする。
- 2 ただし、知事は補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払いにより交付できるものとし、その請求書の様式は様式第7号とする。

第13 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第11の2の規定により減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額をいう。）を様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第14 財産の管理

- 1 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効力が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

第15 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合におい

て、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

第16 帳簿及び関係書類の整備

補助事業者は、事業費の支出が明確になるよう証拠書類を添えて他の帳簿と区分して経理しなければならない。

第17 関係書類等の提出

この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各2部とする。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月11日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。

(別表)

補助対象経費の範囲	補助対象経費の内容
<p>・ 本要綱第2の1の(1)に該当する法人の場合は、右欄のア、イ、ウを補助対象とし、本要綱第2の1の(2)に該当する法人の場合は、右欄のイ、ウを補助対象とする。</p> <p>・ 本要綱に係る予算が成立した平成24年10月11日以降に実施したものを対象とする。</p>	<p>ア 養殖生産のために必要な施設等の整備に要する経費（設置費及び設計費を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖、種苗、育苗、蓄養等に必要な施設（養殖、種苗生産、蓄養等に係る施設・漁船・機器・備品） ・ 養殖生産物等の運搬に必要な施設・機器・備品（作業車両、ユニック、フォークリフト等） ・ 養殖用関連共同作業処理施設（共同処理場、共同作業場、共同倉庫等の施設・機器・備品） ・ その他事業内容に合致する養殖生産用資機材 <p>イ 加工・流通販売のために必要な施設等の整備に要する経費（設置費及び設計費を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集出荷貯蔵保管・製品の運搬のために必要な施設・機器・備品（冷蔵庫、冷凍庫、保冷車等） ・ 付加価値を高める処理加工のために必要な施設（加工に係る施設・機器・備品等） ・ 衛生対策に必要な施設（製品の安全安心のほか、排水・廃棄物処理等に必要な施設・機器・備品） ・ 高付加価値化、6次産業化に資する販売施設、飲食提供施設（施設、機器、什器備品等） ・ その他事業内容に合致する加工・流通販売用資機材 <p>ウ その他、事業の内容に合致する6次産業化（流通、観光、教育等も含む）の取組に必要な施設等の整備に要する経費（設置費及び設計費を含む）</p>

(様式第1号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金交付申請書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成24年度において、養殖業再生事業(6次産業化推進費)を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) (1)のうち補助対象経費 円

(3) 補助金交付申請額 円

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額)

3 添付書類

※要綱第5の(3)に規定する書類を添付

(様式第2号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)計画変更承認申請書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金の交付決定通知のありました養殖業再生事業(6次産業化推進費)について、事業の内容(経費の配分)の変更について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額の配分額
- 5 同上の算出基礎
- 6 添付資料
※変更理由を説明する資料

(様式第3号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)中止(廃止)承認申請書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で養殖業再生事業(6次産業化推進費)の交付決定通知のありました養殖業再生事業(6次産業化推進費)について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止期間又は廃止の日

3 添付書類

※中止(廃止)理由を説明する資料

(様式第4号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)遅延等報告書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金の交付決定通知のありました補助事業について、平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)交付要綱第9の規程により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
 - 2 補助事業の進ちよく状況
 - 3 補助事業に要した経費
 - 4 遅延又は困難な理由及び原因
 - 5 今後の措置
 - 6 補助事業の遂行及び完了の予定
- (注) 遅延又は困難の理由を立証する書類を添付すること。

(様式第5号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)遂行状況報告書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金の交付決定通知のありました補助事業の 年 月 日現在の遂行状況については、補助金等交付規則第10条の規程により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支概要
(注) 遂行状況を説明する書類を添付すること。

(様式第 6 号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)実績報告書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で養殖業再生事業 (6 次産業化推進費) 補助金の交付決定通知のありました養殖業再生事業 (6 次産業化推進費) について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費及び補助金額等
 - (1) 補助金交付決定額 円
 - (2) 補助事業に要した経費 円
 - (3) (2) のうち補助対象経費
 - (4) 既受領額 円
 - (5) 今回請求額 円
- 2 補助事業完了年月日
○年○月○日
- 3 取引先金融機関, 口座番号及び口座名義
- 4 添付書類
※交付要綱第 1 1 の 3 に規定する書類を添付

(様式第7号)

養殖業再生事業(6次産業化推進費)概算払請求書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号で養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金の交付決定の通知のありました養殖業再生事業(6次産業化推進費)について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業 実施 地区名	補助対象区分		交付決定額		既受額額	請求月末 の予定 出来高	今回 請 求 額 (B)	残 高	
	区分 (ア,イ)	施設機 器種類	事業量	事業費 (A)				事業量	事業費 (A)-(B)
				円	円	%	円		円

添付書類

- 1 納品書又は請求書
- 2 その他知事が必要と認めるもの

補助金振込先

- 1 金融機関名 _____
- 2 口座番号等 _____
- 3 口座名義人 _____

(様式第8号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で養殖業再生事業 (6次産業化推進費) 補助金の交付決定通知のありました養殖業再生事業 (6次産業化推進費) について、養殖業再生事業 (6次産業化推進費) 交付要綱第13の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

(注) 参考となる資料 (消費税及び地方消費税に係る申告書の写し等) を添付すること。

(様式第9号)

平成24年度養殖業再生事業(6次産業化推進費)
取得財産等の処分承認申請書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年度において養殖業再生事業（6次産業化推進費）補助金に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由
（注）処分の理由を説明する書類を添付すること。